

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成二十八年三月十一日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等

事業者の名称	医療法人岡谷会	事業者の名称	医療法人岡谷会	事業所の所 在 地	変更年月日
事業者の主たる事務所の所在地	奈良市西木辻 町二〇〇番地	事業所の名称	医療法人岡谷会 訪問看護ステーションあじさい	事業所の所 在 地	平成二十八 年三月一日
				（変更前） 大和郡山市 新町三〇五 一七〇 （変更後） 大和郡山市 新町三〇五 一九二	